

議案第4号

損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の承認を求めることについて
損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によ
り報告し、承認を求める。

令和元年11月28日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

令和元年台風第15号による旧湊第一保育所の屋根が飛散したことに係る損害賠償
の額を定めること及び和解について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に
緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和
元年11月15日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、
承認を求めるものである。

専決第9号

専決処分書

令和元年台風第15号による旧湊第一保育所の屋根が飛散したことに係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和元年9月9日未明
- 2 事故発生場所 富津市湊270番地1
- 3 和解の相手方 富津市湊270番地1
医療法人社団慈友会
- 4 事故の概要 上記日時場所において、令和元年台風第15号の暴風により、本市が所有する施設の瓦等が飛散し、相手方の所有する車両を破損させた。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、1,635,139円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和元年11月15日

富津市長 高橋 恭市